

川崎市における 物価高騰対策給付金(7万円/1世帯)の御案内

- 令和5年度川崎市物価高騰対策給付金(1世帯あたり7万円)は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円** (1回限り)

支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税である世帯のうち、次のいずれかにあてはまる世帯

①「支給のお知らせ」が届く世帯

- ・令和5年度川崎市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(3万円)を川崎市から受給した世帯主で、受給口座名義人及び令和5年12月1日時点の世帯主が全て同一である世帯
- ・令和5年1月2日以降に川崎市に転入した方がいない世帯

②「確認書」が届く世帯

- 令和5年度住民税非課税世帯のうち、
①「支給のお知らせ」の送付対象ではない世帯

③「申請書」の提出が必要な世帯

支給対象世帯と思われるが、市から①「支給のお知らせ」も②「確認書」も届かない世帯(DV等により住民票を移さず川崎市に避難している方や、令和5年1月1日以降に複数回転居された方、海外から転入した方等)は、支給対象となる場合があります。

①「支給のお知らせ」が届く世帯の手続方法

令和6年1月下旬以降、市から「支給のお知らせ」が届きます。

原則、**申請等の手続は不要**です。

※受給口座変更又は本給付金の受給を辞退する場合、手続が必要です。

②「確認書」が届く世帯の手続方法

令和6年1月下旬以降、市から「確認書」が届きます。必要事項を記入し、必要書類を添付の上、**令和6年4月30日(火)午前9時まで(川崎港郵便局留必着)**に専用の返信用封筒で返送してください。

「確認書」の返送から振込まで4～8週間程度かかる見込みです。

③「申請書」の提出が必要な世帯の手続方法

申請書及び必要書類を電子申請又は郵送で提出してください。

- ・ 電子申請の場合は、**令和6年4月30日(火)午後11時59分まで**
- ・ 郵送の場合は、**令和6年4月30日(火)午前9時まで(川崎港郵便局留必着)**

郵送により申請書を提出する場合は、市ホームページから申請様式をダウンロードして御使用ください。

※電子申請もダウンロードも困難な場合には、川崎市物価高騰対策給付金コールセンターにお問い合わせください。

詳しい手続については、右記の川崎市のホームページ、川崎市物価高騰対策給付金コールセンター等で御確認ください。

川崎市のホームページは、

川崎市 物価高騰対策 給付金

検索



スマート
フォンの
方は
こちらから



物価高騰対策給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」等に御注意ください！

自宅や職場等に都道府県・市区町村や国(の職員)等をかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの区役所(支所)、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(#9110)に御連絡ください。



お問い合わせ

川崎市物価高騰対策給付金コールセンター

0120-710-320

受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで
(土日・祝日を除く)